

## 国際交流競技会等の開催に関する規程

### (目 的)

第1条 公益財団法人日本スケート連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟の各加盟団体、都道府県又は市町村が国際交流を目的とした競技会又は事業（エキシビション等含む）等の開催を希望する場合の取扱いについて、本規程をここに定める。

### (届 出)

第2条 各加盟団体は、国際交流事業において開催する競技会又は事業（エキシビション等含む）等を開催する際は、その組織団体の内容等を明記し、大会要項を添えて本連盟宛てに、開催する2ヶ月前までに届出をしなければならない。

### (公認競技会の承認)

第3条 前条で届出した競技会のうち、本連盟の公認競技会または、公認の国際競技会として実施する場合は、国際スケート連盟及び日本スケート連盟のスピード及びフィギュア競技規則に基づき、所定の手続きを必要とする。  
また、その開催の可否については本連盟理事会で協議し決定する。

### (そ の 他)

第4条 この規程に属さない内容の場合は、その都度本連盟理事会で協議し決定する。

平成 3年 4月 1日 施行

平成24年 7月 2日 改正